



県章

滋賀県公報

令和4年(2022年)
12月27日
第372号
火曜日

毎週火・金曜 2回発行

目次 (※印は、県例規集に登載するもの)

- 告 示
 - 道路区域の変更 (道路保全課) 1
 - 道路の供用開始 (道路保全課) 2
 - 道路の供用廃止 (道路保全課) 2
 - 自転車歩行者専用道路の指定 (道路保全課) 2
 - 環境事務所告示
 - ※土壌汚染対策法による形質変更時要届出区域の指定 (東近江) 3
 - 人事委員会規則
 - ※職員の勤務時間、休日および休暇に関する規則の一部を改正する規則..... 3
 - 公安委員会規則
 - ※滋賀県公安委員会等に係る手続等における情報通信の技術の利用等に関する規則の一部を改正する規則 (情報管理課) 4
 - ※滋賀県道路交通法施行細則の一部を改正する規則 (交通企画課) 4
 - 病院事業庁規程
 - ※滋賀県病院事業庁組織規程の一部改正..... 8
 - 正 誤
 - ※令和4年10月21日付け号外(3)滋賀県病院事業庁規程第17号中..... 8
 - 令和4年12月2日付け第365号滋賀県告示第470号中..... 8
 - 令和4年12月2日付け第365号滋賀県告示第471号中..... 8
 - 令和4年12月2日付け第365号滋賀県告示第472号中..... 8

告 示

滋賀県告示第491号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第1項の規定に基づき、次の道路の区域を変更する。

この関係図面は、令和4年12月27日から令和5年1月16日まで滋賀県土木交通部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和4年12月27日

滋賀県知事 三日月 大 造

| 道路の種類 | 路線名 | 道路の区域 | | | | 備考 |
|-------|-------|---------------------|---------|-------------|--------|--------------------------|
| | | 区 間 | 変更の前後の別 | 敷地の幅員 | 延長 | |
| | 木津信楽線 | 甲賀市信楽町杉山字中筋468番地先から | 変更後 | 最小 10.5m | 837.5m | 道路改築事業 (現道拡幅) による道路区域の変更 |
| | | 甲賀市信楽町杉山字西谷668番地先まで | | 最大 19.9m | | |
| | | 甲賀市信楽町杉山字中筋468番 | | 最小 | | |

| | | | | | | |
|----|-------|---|-----|--------------------------------|--------|------------------------------------|
| 県道 | | 地先から 甲賀市信楽町杉山字西谷668番 地先まで | 変更前 | 2.9m } 最大 14.8m | 837.5m | |
| | 水谷彦根線 | 彦根市笹尾町字寒谷33番地先 から 彦根市仏生寺町字匿谷51番地 先まで | 変更後 | 最小 9.0m } 最大 30.7m | 658.4m | 道路改良工事 (現道拡幅) に伴う道路区 域の変更 |
| | | 彦根市笹尾町字寒谷33番地先 から 彦根市仏生寺町字匿谷51番地 先まで | 変更前 | 最小 4.8m } 最大 14.0m | 658.4m | |

滋賀県告示第492号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

この関係図面は、令和4年12月27日から令和5年1月16日まで滋賀県土木交通部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和4年12月27日

滋賀県知事 三日月 大造

| 路線名 | 供用開始の区間 | 供用開始の年月日 | 備考 |
|----------|---|----------|------------|
| 彦根近江八幡線 | 彦根市田附町字道山寺2186番1地先から 彦根市新海町字奥ノ割4638番地先まで | 令和5.1.16 | L=1,876.0m |
| 大津能登川長浜線 | 米原市磯字ホトヒラ2486番12地先から 米原市磯字堂ノ庭2472番1地先まで | 令和5.1.16 | L=286.2m |
| | 米原市朝妻筑摩字川南1911番1地先から 長浜市下坂浜町字西畑96番1地先まで | 令和5.1.16 | L=5,591.6m |

滋賀県告示第493号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を廃止する。

この関係図面は、令和4年12月27日から令和5年1月16日まで滋賀県土木交通部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和4年12月27日

滋賀県知事 三日月 大造

| 路線名 | 供用廃止の区間 | 供用廃止の年月日 | 備考 |
|----------|---|----------|------------|
| 彦根近江八幡線 | 彦根市田附町字道山寺2186番1地先から 彦根市新海町字奥ノ割4638番地先まで | 令和5.1.16 | L=1,876.0m |
| 大津能登川長浜線 | 米原市磯字ホトヒラ2486番12地先から 米原市磯字堂ノ庭2472番1地先まで | 令和5.1.16 | L=286.2m |
| | 米原市朝妻筑摩字川南1911番1地先から 長浜市下坂浜町字西畑96番1地先まで | 令和5.1.16 | L=5,591.6m |

滋賀県告示第494号

道路法(昭和27年法律第180号)第48条の13第2項の規定に基づき次の道路を自転車歩行者専用道路に指定しようとするので、同条第5項の規定に基づき告示する。

この関係図面は、令和4年12月27日から令和5年1月16日まで滋賀県土木交通部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和4年12月27日

滋賀県知事 三日月 大造

| 路線名 | 自転車歩行者専用道路の指定区間 | 敷地の幅員 | 延長 | 指定年月日 |
|----------|---|----------------------------|----------|----------|
| 彦根近江八幡線 | 彦根市田附町字道山寺2186番1地先から彦根市新海町字奥ノ割4638番地先まで | 最小 3.5m } 最大 5.7m | 1,876.0m | 令和5.1.16 |
| 大津能登川長浜線 | 米原市磯字ホトヒラ2486番12地先から米原市磯字堂ノ庭2472番1地先まで | 最小 2.2m } 最大 9.5m | 286.2m | 令和5.1.16 |
| | 米原市朝妻筑摩字川南1911番1地先から長浜市下坂浜町字西畑96番1地先まで | 最小 2.2m } 最大 8.2m | 5,591.6m | 令和5.1.16 |

環境事務所告示

滋賀県東近江環境事務所告示第2号

土壤汚染対策法(平成14年法律第53号)第11条第1項の規定により、形質変更時要届出区域を次のとおり指定する。
令和4年12月27日

滋賀県東近江環境事務所長 奥田 一 臣

- 1 指定する区域の所在地 次に示す土地の一部の区域
東近江市蛇溝町字長谷野1166番5
- 2 指定する区域の表示 次の図のとおり
- 3 土壤溶出量基準(土壤汚染対策法施行規則(平成14年環境省令第29号。以下「規則」という。)第31条第1項の基準をいう。)に適合していない特定有害物質の種類 ふっ素およびその化合物
- 4 土壤含有量基準(規則第31条第2項の基準をいう。)に適合していない特定有害物質の種類 なし
(「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県東近江環境事務所に備え置いて閲覧に供する。)

人事委員会規則

職員の勤務時間、休日および休暇に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和4年12月27日

滋賀県人事委員会委員長 曾 根 寛

滋賀県人事委員会規則第15号

職員の勤務時間、休日および休暇に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休日および休暇に関する規則(平成6年滋賀県人事委員会規則第32号)の一部を次のように改正する。

第12条第1項中「(第10条の2第1項各号に掲げる職員にあっては、同条の規定による日数)」を削る。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

公安委員会規則

滋賀県公安委員会等に係る手続等における情報通信の技術の利用等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年12月27日

滋賀県公安委員会委員長 北村嘉英

滋賀県公安委員会規則第14号

滋賀県公安委員会等に係る手続等における情報通信の技術の利用等に関する規則の一部を改正する規則

滋賀県公安委員会等に係る手続等における情報通信の技術の利用等に関する規則(平成16年滋賀県公安委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

別表警備業法(昭和47年法律第117号)の項中「第10条第1項」を「第9条(警備業者が、その主たる営業所の所在する都道府県以外の都道府県の区域内で警備業務(内閣府令で定めるものを除く。)を行おうとするときの届出に限る。)、第10条第1項」に改め、道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号)の項中「第8条第1項」の右に「、第8条の5第1項」を加え、自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則(平成3年国家公安委員会規則第1号)の項の次に次のように加える。

| | |
|------------------------------------|--------|
| 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律(平成13年法律第57号) | 第8条第1項 |
|------------------------------------|--------|

付 則

この規則は、令和5年1月4日から施行する。

滋賀県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年12月27日

滋賀県公安委員会委員長 北村嘉英

滋賀県公安委員会規則第15号

滋賀県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

滋賀県道路交通法施行細則(昭和53年滋賀県公安委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

別記様式第3号および別記様式第4号の備考1を次のように改める。

備考 1 申請者が法人である場合は、申請者の欄には、事業所の所在地、名称および代表者の氏名を記載すること。

別記様式第4号の2備考を次のように改める。

備考 1 申請者が法人である場合は、申請者の欄には、事業所の所在地、名称および代表者の氏名を記載すること。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第6号備考1中「とき」を「場合」に、「その名称、事業所の所在地」を「事業所の所在地、名称」に改める。

別記様式第8号を次のように改める。

様式第8号(第10条~第10条の3関係)

| | |
|--|--|
| <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-bottom: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">緊急自動車 道路維持作業用自動車</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">指定申請書 届出書</div> </div> <p style="text-align: right; margin-right: 50px;">年 月 日</p> <p>(宛先) 滋賀県公安委員会</p> <div style="text-align: right; margin-right: 50px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">申請者 届出者</div> 住所 氏名 </div> | |
| 用途 | |
| 自動車を使用する者の住所、氏名および連絡先 | |
| 自動車の種類 車名および型式 | |
| 自動車の登録番号 または車台番号 | |
| 自動車の使用の本拠の位置および名称 | |
| 指定を受けようとする理由 | |

- 備考 1 申請者、届出者または自動車を使用する者が法人である場合は、事業所の所在地、名称および代表者の氏名を記載すること。
- 2 自動車検査証記録事項を記載した書面を提出すること。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第9号中

「
 自動車を使用する者の住所および氏名
 」

を

「
 自動車を使用する者の住所(所在地)および氏名(名称)
 」

に改める。

別記様式第9号の2中「(10条の3関係)」を「(第10条の2・第10条の3関係)」に、

「
 自動車を使用する者の住所および氏名
 」

を

「
 自動車を使用する者の住所(所在地)および氏名(名称)
 」

に改める。

別記様式第10号を次のように改める。

様式第10号(第10条~第10条の3関係)

| | | |
|--|---|--|
| <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">緊急自動車</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">指定証</div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center; margin-top: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">道路維持作業用自動車</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">届出確認証</div> </div> <div style="margin-left: 20px;">記載事項変更届</div> | | |
| 年 月 日 | | |
| (宛先) 滋賀県公安委員会 | | |
| 住 所 届出者 氏 名 | | |
| (指定証) (届出確認証)の交付 年月日および番号 | | |
| 用 途 | | |
| 変 更 し た 事 項 | 新 | |
| | 旧 | |
| 備考 | | |

備考 1 届出者が法人である場合は、届出者の欄には、事業所の所在地、名称および代表者の氏名を記載すること。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第11号中 「指定証、届出確認の交付年月日および番号」 を 「(指定証)の交付(届出確認)年月日および番号」 に改め、同様式備考を次のように改める。

- 備考 1 申請者が法人である場合は、申請者の欄には、事業所の所在地、名称および代表者の氏名を記載すること。
 2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

付 則

この規則は、令和5年1月1日から施行する。

病 院 事 業 庁 規 程

滋賀県病院事業庁規程第21号

滋賀県病院事業庁組織規程(平成18年滋賀県病院事業庁規程第1号)の一部を次のように改正する。
 令和4年12月27日

滋賀県病院事業庁長 正 木 隆 義

第13条第4項中「院長補佐」を「副院長または院長補佐」に改め、同条中第6項を第7項とし、第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 小児保健医療センター等の副院長は、病院長を助け、小児保健医療センター等の事務を整理する。

第14条の表中「第13条第6項」を「第13条第7項」に改める。

付 則

1 この規程は、令和5年1月1日から施行する。

2 滋賀県病院事業庁職員の標準的な職に関する規程(平成28年滋賀県病院事業庁規程第2号)の一部を次のように改正する。

第4条の表中「院長補佐」を「副院長、院長補佐」に改め、「、総合病院の副院長」を削る。

3 滋賀県病院事業庁事務決裁規程(平成18年滋賀県病院事業庁規程第4号)の一部を次のように改正する。

第2条第14号中「第12条第1項」の右に「および第13条第4項」を加え、同条第16号、第18号および第20号中「第13条第6項」を「第13条第7項」に改める。

正 誤

令和4年10月21日付け号外(3)滋賀県病院事業庁規程第17号中

| ページ | 行 | 誤 | 正 |
|-----|----|------------|------------|
| 8 | 16 | 第22条第1項第1号 | 第22条第1項第2号 |

令和4年12月2日付け第365号滋賀県告示第470号中

| ページ | 行 | 誤 | 正 |
|-----|----|-------------|-------------|
| 2 | 29 | L=1, 128.0m | L=1, 145.0m |

令和4年12月2日付け第365号滋賀県告示第471号中

| ページ | 行 | 誤 | 正 |
|-----|-------|-------------|-------------|
| 2 | 下から14 | L=1, 128.0m | L=1, 145.0m |

令和4年12月2日付け第365号滋賀県告示第472号中

| ページ | 行 | 誤 | 正 |
|-----|---|-----------|-----------|
| 3 | 9 | 1, 128.0m | 1, 145.0m |